十四　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　略］		
2	削除	
［3・4　略］		
5	削除	
［6～11　略］		
12	削除	

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　同左］		
2	(1)　宮城県石巻市門脇町一丁目2番9号　(68.90) (2)　宮城県石巻市須江字関ノ入146番2号　(85.40)	北緯38度25分41秒東経141度18分27秒の地点と北緯38度25分50秒東経141度18分12秒の地点を結ぶ直線及び北緯38度26分00秒東経141度17分54秒の地点と北緯38度27分38秒東経141度15分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3・4　同左］		
5	(1)　宮城県柴田郡大河原町字町43番地　(81.30) (2)　宮城県角田市横倉字明ヶ沢1番5号　(57.00)	北緯38度02分57秒東経140度44分03秒の地点と北緯38度02分09秒東経140度44分19秒の地点を結ぶ直線、北緯38度02分01秒東経140度44分21秒の地点と北緯38度01分56秒東経140度44分23秒の地点を結ぶ直線、北緯38度01分48秒東経140度44分26秒の地点と北緯38度01分44秒東経140度44分27秒の地点を結ぶ直線、北緯38度01分42秒東経140度44分28秒の地点と北緯38度01分34秒東経140度44分30秒の地点を結ぶ直線、北緯38度01分29秒東経140度44分32秒の地点と北緯38度01分17秒東経140度44分36秒の地点を結ぶ直線、北緯38度01分16秒東経140度44分36秒の地点と北緯38度00分07秒東経140度44分59秒の地点を結ぶ直線及び北緯38度00分00秒東経140度45分01秒の地点と北緯37度59分21秒東経140度45分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［6～11　同左］		
12	(1)　青森県弘前市大字本町71番地　(108.70) (2)　青森県弘前市大字水木在家字桜井125番6号　(192.50)	北緯40度36分05秒東経140度28分06秒の地点と北緯40度34分27秒東経140度23分57秒の地点を結ぶ直線及び北緯40度34分22秒東経140度23分44秒の地点と北緯40度34分20秒東経140度23分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域